

新型コロナウイルス出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、出席停止の基準が設定されています。また、文部科学省より、留意事項について以下のように示されています。

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで」を基準とすること
- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること

	発症日	発 症 後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に軽快	発症	軽快					登校可 ○		
2日目に軽快	発症	症状有り	軽快				登校可 ○		
3日目に軽快	発症	症状有り	症状有り	軽快			登校可 ○		
4日目に軽快	発症	症状有り	症状有り	症状有り	軽快		登校可 ○		
5日目に軽快	発症	症状有り	症状有り	症状有り	症状有り	軽快		登校可 ○	
6日目に軽快	発症	症状有り	症状有り	症状有り	症状有り	症状有り	軽快		登校可 ○

※7日目以降も同様